

01 新たな総合計画等の策定と実践

◆ 第2次志賀町総合計画の策定と進行管理

町の将来像や基本方針の実現に向けた事業の実施状況を確認するため、市町村計画を策定し、調整を図りました。

◆ 公共施設等総合管理計画の策定と適正配置の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、旧西浦保育園と旧西浦小学校校舎棟の解体を行いました。

◆ 上水道事業経営戦略の策定と経営健全化

平成29年4月1日より、簡易水道と上水道を統合しました。

◆ 富来病院改革プランの策定と経営健全化

町立富来病院新改革プランに基づき、各部署において行動計画を作成し、スポーツ外来の新設、訪問リハビリの充実、待ち時間解消のための環境整備等の取り組みを実施しました。

◆ 学校施設（閉校後の小学校）の利活用方針の検討

町の施策により活用する旧土田小学校（放射線防護施設）と旧福浦小学校（志賀町工芸工房）を除き、年次計画に基づき、校舎棟を取り壊すこととし、体育館については、地域のレクリエーション活動の場や災害時の避難施設として活用する方針を決定しました。

02 行政体制の適正化と透明性の向上

◆ 住民意見の積極的な活用

全町民を対象に、16地区でタウンミーティング（参加者714名）を開催し、地区の要望や課題、まちづくりに関する提案などをお聞きし、意見交換をしました。

また、志賀町障害者計画などの策定や地域公共交通利便性向上に係る住民アンケートを実施しました。

◆ 地方公会計制度の導入

統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しました。

◆ ICT（情報通信技術）の有効活用

住民情報システム機器の定期更新に際し、被災時などのデータ消失を防ぐため、羽咋市、宝達志水町と共同でサーバ機器を購入し、外部データセンターに設置しました。

また、コンビニ収納サービスを実施するため、住民情報システムを改修しました。

第3次行政改革大綱・集中改革プラン実施状況

次世代につながる健全な行政経営の確立を目指して、平成27年度から31年度までを推進期間とする第3次行政改革大綱・集中改革プランに基づき、行政改革を進めています。

平成29年度は、全町民を対象に、16地区でタウンミーティングを開催し、住民意見の積極的な活用を行ったほか、学校施設の利活用方針の検討、借受財産の解消、指定管理者制度の効果的な活用などの取り組みを行いました。

集中改革プランに記載の36の改革項目のうち、進捗のあった主な取り組みについてお知らせします。

03 健全財政確立に向けた取り組みの推進

◆ 健全な財政運営の推進

町税や普通交付税の減収などにより、厳しい財政運営が強いられる中で、既存事業の見直しや経常経費の削減に努めました。

また、中期財政計画に基づき、計画的な基金の積み立てを実施しました。

基金積立額：2億1,446万円

主な財政指標

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
財力指数 ※1	0.74	0.70	0.67
経常収支比率 ※2	89.8%	90.2%	94.1%
実質公債費比率 ※3	12.7%	11.5%	10.6%

※1 行政運営に必要な経費を、どれだけ自前（町税など）で調達できているかを示す指標

※2 町税などの収入に占める経常的な経費の割合

※3 町税などの収入に占める借入金の返済割合

基金残高（貯金残高）

区 分	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
一般会計	91億9,661万円	93億5,229万円	87億6,283万円
特別会計	10億2,638万円	10億8,259万円	11億6,373万円
合 計	102億2,299万円	104億3,488万円	99億2,656万円

町債残高（借入金残高）

区 分	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
一般会計	97億2,884万円	95億2,848万円	88億1,389万円
特別会計	132億7,005万円	128億229万円	121億6,616万円
企業会計	34億2,531万円	31億4,571万円	28億7,122万円
合 計	264億2,420万円	254億7,648万円	238億5,127万円

◆ 借受財産（土地）の解消

旧熊野小学校の借地を買収し、解消しました。

また、熊野公民館用地についても、土地交換により借地の一部を解消しました。

◆ 町営住宅管理の適正化

移住定住を希望する若者や単身者を対象とした、ますほの丘住宅（1棟8戸）の建設に着手しました。

また、政策空家の領家町第1住宅（1棟2戸）について、老朽化が著しく危険なため、取り壊しを行いました。



ますほの丘住宅

04 行政サービスの充実と見直し

◆ 指定管理者制度の効果的な活用

スポーツ振興・健康増進事業の推進、施設の有効活用と管理運営の効率化を図るため、ミズノスポーツサービス㈱に体育施設（8施設）を指定管理しました。



総合体育館のフィットネスルーム

◆ 障害者活動支援施設の見直し

施設の老朽化が著しい地域活動支援センターすみれ作業所の今後のあり方について、運営を行うNPO法人と協議を行いました。

◆ 移住・定住促進対策事業の推進

みらいとうぶBブロック31区画を整備し、町外在住者の募集を実施しました。分譲にあたっては、各種助成金、奨励金制度を継続して実施し、町外からの移住と若者定住を促進しました。

町職員給与公表

など

04 特別職の報酬

(平成29年度)

特別職のうち町長、副町長、教育長、議会議員の給料、報酬、期末手当

区分	給料・報酬月額	期末手当(支給割合)
町長	840,000円	6月期 1.500月分
副町長	625,000円	12月期 1.750月分
教育長	595,000円	計 3.25月分
議長	284,000円	町長・副町長・教育長(職責加算40/100) 議長・副議長・議員(職責加算15/100)
副議長	244,000円	
議会議員	230,000円	

町職員の給与は、国家公務員や民間企業とのバランスを考慮して給与条例などで定められています。その内容や人事行政の運営の状況、取り組みについて、より公平性と透明性を高めるため、広く町民の皆さんにお知らせします。

05 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	平成30年(A)	平成29年(B)	増減数(A-B)
一般行政部門	217人	217人	0人
教育部門	26人	27人	△1人
公営企業会計など	84人	85人	△1人
合計	327人*	329人	△2人

*短時間再任用を含み、広域圏派遣は含まず

【主な増減理由】 ・公共下水道事業進捗に伴う減
・校務員の退職不補充に伴う減

(2) 定員管理の数値目標 (全会計)

平成27年4月1日～平成32年4月1日における定員管理の数値目標

平成27年4月1日職員数	平成32年4月1日職員数	増減数
337人	335人	△2人

06 勤務時間そのほか勤務条件

(1) 勤務時間の概要 (窓口業務職員、一部施設勤務職員を除く)

(平成30年4月1日現在)

開始時刻	午前8時30分
休憩時間	正午～午後1時
終了時刻	午後5時15分
1週間の勤務時間	38時間45分
勤務を要しない日	土曜日・日曜日

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

平成29年	平成28年
8.4日	8.5日

年次有給休暇は1年につき20日付与されます。残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

(3) 育児休業・部分休業、育児短時間勤務の状況 (平成29年度)

区分	育児休業	部分休業	短時間勤務
男性	0人	0人	0人
女性	9人	0人	0人
計	9人	0人	0人

職員は3歳に満たない子を養育するため、町長などの承認を受けて、3歳に達する日まで育児休業を取得することができます。

職員は小学校の就学の始期に達するまでの子を養育するため、町長などの承認を受けて、部分休業の取得や当該職員が希望する日および時間において勤務できる育児短時間勤務をすることができます。

01 総括

(1) 人件費 (平成29年度普通会計決算)

人口(29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
20,722人	13,834,938千円	81,975千円	1,888,015千円	13.6%

- 1 人件費には、一般職の職員の給料や職員手当のほか、町長、副町長、議員など特別職に属する職員の給料や報酬などを含みます。
- 2 人口は、平成30年3月31日現在の住民基本台帳に基づいて記載しています。

(2) 職員給与費 (平成29年度普通会計決算)

職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	
243人	853,175千円	100,950千円	325,911千円	1,280,036千円	5,267千円

- 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
- 2 町長、副町長、議員などの特別職の給料、報酬などは含まれていません。
- 3 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

02 職員の平均給料月額、初任給

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.9歳	306,200円	337,600円
技能労務職	52.7歳	275,400円	290,000円

- 1 「平均給料月額」とは一般行政職および技能労務職の職員の基本給(給料月額)の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均です。

(2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	一般行政職	技能労務職
大学卒	168,600円	—
高校卒	147,100円	144,500円
中学卒	—	136,500円

03 期末・勤勉手当

(平成29年度支給割合)

区分	支給割合	加算措置
期末手当	2.60月分	職制上の段階、職務の級などによる加算・役職加算 5%～15%
勤勉手当	1.80月分	

*勤勉手当の支給割合は成績率ごとに異なります。記載している支給割合は、平成29年度における平均的な支給割合です。

09 職員の健康診断など受診の状況

区分	受診者(受診率)	
	平成29年度	平成28年度
一般健康診断	298人	292人
胃がん検診	64人	68人
大腸がん検診	113人	118人
肺がん検診	125人	116人
人間ドック受診	40人	33人

職員の福祉の増進と行政能率の向上を図るため、労働安全衛生法および志賀町職員安全衛生管理規程に基づき健康診断を実施し、職員の健康管理を図っています。

10 研修の状況

(1) 町研修会・講習会 (平成29年度)

研修会名	開催回数	受講者数
障害者差別解消法研修	1回	25人
新規採用職員研修	1回	10人
その他庁内研修等	3回	46人

(2) 派遣研修 (平成29年度)

研修区分	期間	受講者数
石川県市町村職員研修所	1日～4日	43人
その他研修機関	1日～3日	17人
石川県	1年	2人

職員の勤務能率・資質の向上のため、各種研修会の開催、職員研修所などへの派遣を実施しています。

07 分限・懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
平成29年度	0人	0人	3人	0人
平成28年度	0人	0人	1人	0人

分限処分は、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、職責を十分に果たせないなどの一定の事由がある場合、その職員に対して行われる処分です。

(2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
平成29年度	0人	0人	0人	0人
平成28年度	0人	0人	0人	0人

懲戒処分は、職員に非違行為があった場合や職務を怠った場合、非行があった場合になされる処分です。

08 公務災害などの状況

区分	公務災害	通勤災害	計
平成29年度	2件	0件	2件
平成28年度	2件	0件	2件

職員が公務災害、通勤災害を受けた場合に、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて社会復帰の促進、職員およびその遺族の援護を行う制度です。

☎総務課 ☎32-9311

富来病院に「介護医療院」を開設

☎富来病院 地域連携室 ☎42-1122



平成31年1月より、富来病院の「医療療養病床(22床)」と「介護療養病床(16床)」を「介護医療院(34床)」に転換いたします。

☆「介護医療院」とは、どのような施設ですか？

平成30年4月に介護保険法が改正され、新しく「介護医療院」という施設が創設されました。特徴として、

- ① 日常的に、長期療養のための医療ケアが必要な要介護者を受け入れます
- ② ターミナルケア(終末期医療)や看取りにも対応します
- ③ 利用者の生活の場としての機能を備えています(プライバシーに配慮した環境づくり)

一言で言えば、『医療機能を有する介護施設』です

☆どのような人を対象とした施設ですか？

- ① 重篤な身体疾患を有する要介護者の人
- ② 身体合併症を有する認知症高齢者の人
- ③ 喀痰吸引、経管栄養、ターミナルケアを行っている要介護者の人



※詳しくはお気軽にお問い合わせください。

第14回文化祭が 盛大に開催されました

11月2日(金)から4日(日)まで第14回志賀町文化祭が、富来活性化センターで行われました。文化展示では、文化協会などによる力作が展示され、来場した皆さんの目を惹かせていました。また、女性団体協議会のバザーやガールスカウトの出店にもたくさんの方が集まり、活気ある文化祭となりました。

3日の文化の日には、富来活性化センター町民大ホールにおいて、式典、男女共同参画出前講座、芸能アトラクションが行われました。芸能アトラクションは、志賀小学校4年生による合唱・合奏に始まり、富来小学校6年生の合奏、志賀中学校吹奏楽部による演奏、太鼓、よさこいなどのジュニア芸能、大正琴、三味線、詩吟などの文化協会加盟団体による芸能が披露され、会場から大きな拍手が送られました。

出展・出演にご協力いただいた皆さまありがとうございました。



きらら華小町による演舞



志賀小4年生による合唱



書道研究会による作品

平成31年

志賀町成人式

平成31年志賀町成人式の日時と場所の案内です。平成30年10月26日に対象者、または対象者の実家へ招待状を送付しました。成人式式典対象者にも関わらず招待状が届いていない人や、自身が対象か確認したい人は、志賀町教育委員会生涯学習課成人式担当までお問い合わせください。

問 生涯学習課 ☎ 32-9350

● 日時 平成31年1月13日(日)

受付開始 10時30分
式典開始 11時00分

● 場所 ロイヤルホテル能登
(大蔵合ラー1)

● 対象 町内在住または出身の人で今年度20歳を迎える人

(平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれの人)

※町内の小学校もしくは中学校を卒業した人を出身者としています。

文芸教室

富来俳壇

稲架千しの米と添え書き荷を造り
川田まさき
台風の難なく過ぎし安堵かな
長根尾郁恵
山好きの友生きられよ茸めし
浅野 照子
賜りぬ奥ふるさとの秋茗荷
小島 史子
秋味の汁も残さずで賞味かな
粟津 岳陽
月光はネオンの街を抱きしめる
新澤 和子
観月会心浄めて臨む席
玉川由美子
優しさを紫苑で知った遠き日々
よしへひてふ

投稿 短歌、俳句、川柳

屋根瓦ら台風一過落しゆき
さらこ
あやまり語ハツと忘れて虫時雨
山守 宏子
めぐり来し荒地地に揺るる猫じゃらし
芳子
日は落ちてほんのり浮かぶ十三夜
上野 末子
友の来てここよと招く緑小春
まつい
過ぎし日を語る二人の日向ぼこ
土田エミ子
夕方にすず風うけてぶらりする
大仏 まこ
明日もがんばる天にやくそく
光雄
秋日和り一人暮らしの旅行会
皆それぞれに装い若く
秋深しこけの噂を伝へ聞き
智子
過ぎし我が身に頬のゆるみぬ
志津江
満ちし月友に誘われ眺む空
松本理希三
秋の深まり静けさ参みる
みちのくの啄木・賢治の詩碑巡る
洪氏・花巻北上流れ

「文芸教室」に掲載する作品を募集しています。短歌、俳句、川柳については「一首(一包)として、毎月27日までに送付してください。(連絡先必須、紙面の都合上、掲載できない場合もありますのでご了承ください。)

■宛先/〒925-0198志賀町末吉千古1-1
志賀町教育委員会生涯学習課まで

放送大学 4月入学生募集!

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。全国に学習センターが設置され、サークル活動などの学生交流もあります。資料(無料)請求は、お気軽に放送大学石川学習センター(☎076-246-4029)まで。

○出願期間：第1回-2月28日(木)まで、第2回-3月17日(日)まで



12/1日(土) 13:30～

※要事前予約

クリスマス工作教室

みんなで可愛いクリスマス飾りをつくりましょう♪

定員：15人
対象：小学生



12/8日(土) 10:30～

※要事前予約

クッキング教室

美味しいカレーライスをつくります！

定員：15人
対象：小学生
持ち物：エプロン・三角巾・マスク・
材料費 100円
指導：管理栄養士（住民課）



12/5日(水) 10:30～

12/12日(水) 10:30～

親子リトミック遊び

ピアノの生演奏に合わせて親子で楽しく体を動かしましょう♪

定員：20組
対象：乳幼児親子
指導：松本 有美先生



休館日 12月16日(日)・23日(土・祝)・24日(月・休)

※年末年始休館日 12月29日(土)～1月3日(木)

開館時間 9:00～17:30

志賀町児童館 ☎ 32-1724

図書館 Library

12/1(土)
～
12/20(木)
開館時間内
9:00～16:00

アリス館にて ブックリサイクルフェア を開催します。



皆さまからお寄せいただいた絵本や児童書をご自由にお持ち帰りいただけます。

志賀町保健福祉センター共催

図書館工房 & クリスマスおはなし会

日時：12月8日(土)
10:00～ 図書館工房
「身近なもので作って飾ろう！サンタ&トナカイ」
11:00～ おはなし会

親子の食育講座 親子で楽しむ絵本と料理

日時：12月9日(日) 10:00～13:00
場所：富来活性化センター・調理室
対象者：町内の小学生とその保護者で1組とします。
定員：10組程度(要予約、先着順)
参加費：無料

★詳しくは・・・
志賀・富来図書館のカウンターまで

◆おすすめの本◆

○好日日記 季節のように生きる 森下 典子
「お茶」の稽古を通して、稽古場での会話や稽古中にわき起こった感情など日々思うことを、季節とともにめぐる茶道のお稽古の1年を綴った記録。味わい深い著者のイラストが満載「日々是好日」の続編。

◆新着の本◆

【一般書】

- ウエディングプランナー 五十嵐貴久
- 最終標的 笹本 稜平
- 春は始まりのうた 小路 幸也
- 沈黙のパレード 東野 圭吾
- 人間狩り 犬塚 理人
- サムディ 福田 和代
- 木枯らしの 吉原裏同心抄4 佐伯 泰英
- エムエス 継続捜査ゼミ2 今野 敏
- どんまい 重松 清
- 「違うこと」をしないこと よしもとばなな
- 六十歳からの人生 曾野 綾子
- その先の道に消える 中村 文則

【児童向け】

- おたんじょうびの2つのたまご ジェニファー・K.マン
- 謎解きカフェの事件レシビゆめぐるま 田村 理江

◆新着のDVD◆

- あん 樹木希林・出演

◆新着のCD◆

- ○÷ (ディバイド) エド・シーラン・演奏

休館日 12月3日(日)・10日(月)・17日(月)・24日(月・休)

※年末年始休館日 12月28日(金)～1月4日(金)

志賀町立図書館 9:30～18:00 ☎ 32-1740

町立富来図書館 9:30～18:00 ☎ 42-2777

こんにちは!

ハローワーク羽咋です!



◆就職したい会社へのアプローチって いろんな方法がありますよね

ハローワーク羽咋では、みなさんがちょっと気になる求人との相談や会社に対しての採用面接の依頼連絡などを窓口で行っています。

でも、会社に正式な応募や面接をする前に、アプローチする方法もあるんですよ!

◆ハローワークでは、庁舎内の会議室で 「就職説明・面接会」を開催しています

その会社への応募は考えているけれど…

「採用担当者の方に、しっかり勤務条件を確認したい」
「仕事の内容」だけじゃなくて、「会社のポリシー」や
「会社の雰囲気」なども聞いてみたい」

とお悩みなら、ぜひ説明・面接会に参加してみませんか? 「まずは説明を聞くだけ」でも構いません。会社の人事担当者と、直接お話ができる良い機会です。お気軽に参加してみてください。

志賀町&ハローワーク羽咋主催

「企業合同就職説明・面接会」

を開催します!

日時 12月8日(土) 13時30分～
会場 志賀町役場 大会議室

当日はさまざまな業種の会社がブースを設置し、採用担当者が会社や仕事の内容などを個別に説明するほか、募集求人の面接も行います。

参加は当日の飛び込みでもOK!

過去の開催では、当日にはピッタリの求人がなくても会社のブースで直接担当者と話をしたことで、後日、その人に合った求人内容で、応募・採用となったケースもあったんです。

さあ、「就職の扉」を開くチャンスです。逃さないでくださいね!

☎ハローワーク羽咋 ☎ 0767-22-1241

相法 談律

・弁護士 國田 武二郎 (堀松出身)

東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在は「あすなる法律事務所」を開設し弁護士として活動。また、愛知学院大学の教授も務めています。



改正相続法における自筆証書 遺言の見直しについて

A…前回に続き、改正相続法の改正点について解説します。今回は「自筆証書遺言書の方式の緩和」についてです。

現在の自筆証書遺言は以下の点で手続きに時間を要し、問題が生じています。

- ①全文を自筆で書くこと
- ②家庭裁判所の検認が必要であること
- ③自宅などにこっそり保管するので、紛失や忘れる可能性がある
- ④形式や内容に間違いがあると無効になる
- ⑤第三者に内容を改ざんされる恐れがある

まず、①の改正点ですが、不動産、預貯金、株式などの有価証券、借入金などの財産目録をパソコンで作成することが可能になり、自筆で書く負担が大きく軽減されます。財産目録の一覧は、不動産登記事項証明書や通帳などのコピーの添付によるリストの作成でも構いません。ただし、「自筆証書遺言書」の本体と「財産目録」とに割り印をして、一体性のあるものにするのとや、財産目録の全ページには署名・押印をすることが必要です。この形式

面の改正は、2019年1月から施行されます。

②以下の改正点ですが、法務局に自筆証書遺言を預けることが可能となり(費用は、数百円の印紙代のみ)、紛失や第三者に内容を改ざんされる恐れがなくなります。保管に際して、法務局の事務官が遺言書を審査し、署名捺印や日付など形式に不備があれば指摘してくれます。このため、家庭裁判所の「検認手続き」(相続人などの立会いの下、遺言書を開封し内容を確認すること。怠れば5万円以下の過料に処せられます)が不要となります。(法務局に預けない場合は、これまで通り検認手続きが必要です)。そして、残された家族は、相続開始後に遺言書の検索ができ、写しの請求、閲覧もできます。相続人の一人が写しの交付を受け、閲覧した場合は、他の相続人に対し法務局から「遺言書が保管されている」旨の通知が届きます。この法務局による保管制度は、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」により規律され、2020年7月までに施行される予定となっています。

このように、自筆証書遺言が手軽かつ便利になったことから、今後、利用される度合いが多くなると思われます。